

〔備考〕

- 1 教育課程表中、印は隔年開講科目、印は開講期変更科目、印は要受講科目を示す。
- 2 印の要受講科目は、卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目ではないが、全員が受講しなければならない科目である。

〔履修要件〕

- 1 1・2年次は、上位年次の授業科目(関連科目を除く)を履修することはできない。
- 2 同一授業科目は、重複して履修することはできない。
- 3 科目によっては履修資格や人数が制限される場合があるので注意すること。
- 4 共通教養科目の「日本国憲法」は、教職課程登録者のみ履修することができる。
- 5 各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、22単位以内とする。ただし、卒業年次生に限り、特別に法学部長の許可を得た者は上記の制限を超えて履修登録することができる(次の6の場合も同じ)。
- 6 長期履修学生制度適用者が各セメスターにおいて履修登録できる単位数は、16単位以内とする。
- 7 通年科目を履修する場合は、その科目の単位数を二分割し、前学期・後学期それぞれの学期の単位数として換算する。
- 8 各種課程に関する科目及び教職課程の「教職に関する科目」の単位数は、上記5・6の制限の枠外とする。
- 9 「法曹養成プログラム」受講者は 印の科目を2年次に履修することを認める。

〔コース制〕

- 1 2年次当初に「法律職コース」、「企業法務コース」、「現代社会コース」のうち、いずれかのコースを選択しなければならない。
- 2 コースの変更を希望する者は、3年次当初または4年次当初に「コース変更届」を提出すること。年度途中での変更は認めない。

〔学外単位認定制度〕

学則第13条及び第13条の2に基づく次の単位は、本学における授業科目の履修とみなし、卒業要件単位に算入することができる。なお、横浜市内大学間の単位互換科目を履修する場合は、各セメスターの履修制限単位数に含める。

- 1 本学が主催または推薦する「海外語学研修制度」所定のプログラムを修了して認定された単位。
- 2 文部科学大臣認定の技能審査及びこれに準じる知識及び技能に係る審査に合格した者で、本学における所定の手続きにより認定された単位。
- 3 横浜市内大学間の単位互換により修得した他大学の提供科目等で、本学の授業科目として認定された単位。

〔法律学科卒業要件〕

授業科目	共通教養科目										専攻科目				自由選択科目	合計		
	共通基盤科目						共通テーマ科目				共通教養科目合計	A群	B群	C群			関連科目	専攻科目合計
	FYS	外国語科目(英語)	人文の分野	社会の分野	自然の分野	人間形成の分野	グローバル経済を学ぶ	社会と人間	科学技術と社会	生と死を考える								
入学年度																		
2014年度以降入学者	2	8	4	4	4		2				32	28	28	30	86	14	132	
			8															

- 1 4年以上(長期履修学生制度適用者については6年以上)在学し、学則所定の「卒業要件単位数」を修得しなければならない。
- 2 共通教養科目については、次の単位を含めて32単位以上修得すること。
 - (1)「FYS」2単位(必修)
 - (2)「外国語科目」から「英語」を8単位以上。ただし、外国人留学生及び外国高等学校在学経験者(帰国生徒等)は申請により、「英語」に換えて4~6単位まで「日本語」とすることができる。なお、8単位に不足する単位は「英語」で補うものとする。
 - (3)人文・社会・自然の各分野からそれぞれ4単位以上。
 - (4)「共通テーマ科目」から2単位以上。
 - (5)人文・社会・自然・人間形成の各分野及び共通テーマ科目から規定の単位数を超えて8単位以上。
 - (6)人間形成の分野のうち「スポーツ文化 ~」は、2単位まで卒業要件単位数に算入することができる。
 - (7)人間形成の分野のうち「キャリア形成・・・」、「国内インターンシップ」、「海外インターンシップ」の単位は、卒業要件単位としては2単位までしか算入できない。
- 3 専攻科目から次の内訳で計86単位以上修得すること。
 - (1)A群から28単位以上修得すること。
 - (2)B群から28単位以上修得すること。

(3) C 群及び関連科目から 30 単位以上修得すること。

なお、A 群の「卒業要件単位数」を超える単位は B 群に換算できる。また、換算した単位を含めて B 群の「卒業要件単位数」を超える単位は C 群に換算できる。

4 自由選択科目の単位として、14 単位以上修得すること。自由選択科目の単位として算入できるものは、次のとおりとする。

(1) 共通教養科目・専攻科目の各「卒業要件単位数」を超える単位。

(2) 自治行政学科・他学部開講の専攻科目の単位。ただし、他学部他学科が受講を認めない科目は履修することができない。

(3) 教職課程登録者が修得した教職課程の「教職に関する科目」の単位。ただし、6 単位を上限とする。

—— 教育課程における標準年次の区切線について ——

標準年次が実線 () で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できません。

標準年次が破線 (-----) で区切られている場合、原則として上位年次の授業科目は履修できますが、
[履修要件] 等にしながら履修できない授業科目もありえますので注意してください。